

意見提出手続

平成27年10月19日

市民の皆様へ

旭川市長 西川 将人

「第8次旭川市総合計画 基本計画(案)」に対する意見等の募集について

現在、旭川市では、平成28年度を始期とする第8次旭川市総合計画の策定を進めております。

つきましては、「第8次旭川市総合計画 基本計画(案)」に対する意見提出手続（パブリックコメント）を実施しますので、御意見、御提言をお寄せくださいますようお願い申し上げます。

1 意見募集期間

平成27年10月19日（月）～平成27年11月18日（水）

2 意見募集のテーマ

「第8次旭川市総合計画 基本計画(案)」(別紙)に対する意見、提言など

3 添付資料

- ・第8次旭川市総合計画 基本計画(案)の概要
- ・第8次旭川市総合計画 基本計画(案)
- ・〈参考資料〉 成果指標一覧
- ・意見提出手続「意見書」

4 意見の提出先及びお問い合わせ先

〒070-8525

旭川市6条通9丁目 総合庁舎4階

旭川市総合政策部総合計画課

電話：(0166) 25-9721 FAX：(0166) 25-6515

電子メール：sogokeikaku@city.asahikawa.hokkaido.jp

5 意見の提出方法

別紙、『意見提出手続「意見書」』に、御意見等を記入の上、次により提出してください。（使用できる言語は日本語のみとします。）

- (1) 郵送または持参
- (2) ファクシミリ送信
- (3) 電子メール（Eメール）送信
 - * 電子メールで意見を送信する場合、「意見書」の書式は旭川市ホームページの意見提出手続のページからダウンロードできますので、御活用ください。
- (4) 電子申請
 - * 旭川市ホームページの意見提出手続のページから直接御意見を送信することができます。
- (5) その他
 - 各支所（東部まちづくりセンターを含む）、各公民館の窓口に設置する『意見書提出箱』に投函いただくこともできます。
（各支所は出張所、各公民館は分館を除きます。）
 - * 投函にあたっては、「意見書」を封筒に入れたり、4つ折りのうえホチキス止めするなど、表から氏名、住所等が見えないようにしてください。

※「意見書」を使用しないときは、御意見のほか、次の事項を必ず記載してください。

- (ア) 氏名・住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地と代表者の氏名）
- (イ) 意見提出者の区分 ～ 「意見書」を御覧ください。
- (ウ) 意見提出手続の対象施策の案の名称 ～ 「第8次旭川市総合計画 基本計画(案)」と記載してください。

6 意見提出手続の結果について

提出された御意見と御意見に対する市の考え方は、取りまとめを終え次第、公表いたします。公表に関する書類は、総合計画課（総合庁舎4階）、市政情報コーナー（総合庁舎1階）、総合庁舎案内、第二庁舎案内、第三庁舎案内、各支所、各公民館、各住民センター・地区センター、東部まちづくりセンターで配布する予定です。

また、本市ホームページでもお知らせします。（<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp>）

お寄せいただいた御意見は、公表いたします。（氏名・住所等の個人情報除きます。）